



## 採用決定者の提出書類について

会社は、労務管理、リスク管理を行う目的のために必要不可欠な書類の提出を採用決定者に求めます。今回は、一般的な書類を含めていくつかご紹介しますが、会社ごとに必要な書類は様々です。以下の提出書類とその目的をご確認いただき、必要最低限の提出を求め、利用目的のみに使用するようにならしてください。

提出書類	提出目的
▶ 入社誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の諸規則を遵守し、労働契約の本旨に従った労務を提供し、社業の発展に協力する事を約束させることが目的です。</li> <li>誓約書には個人情報、企業秘密等の漏えいを防止する内容なども含めることができます。</li> </ul>
▶ 身元保証書 	<ul style="list-style-type: none"> <li>身元保証人から、労働者の経歴や素性、健康に問題がないことを保証して頂きます。また、もし労働者が会社に損害を与えた場合には、本人と連帯して、定めた上限額までは賠償責任を負うこと、その他、労働者の健康状態等に問題が発生した場合、身元保証人に協力を求め解決に向けて話し合いを行うことが目的です。</li> </ul>
▶ 住民票記載事項証明書 	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の年齢、性別、現住所を確認することが目的です。その場合、戸籍謄本（抄本）や住民票の写しを提出させることは適切ではありません。住民票記載事項証明書により処理することが適切です。</li> </ul>
▶ 通勤届 (通勤経路届) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤方法と実際に利用する通勤経路の報告を求め、合理的な経路および方法であるかを確認する事が目的です。</li> <li>適正な通勤手当の支給や通勤災害が発生した場合に必要な確認事項です。</li> </ul>
▶ 自動車運転免許証 (写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤又は業務で自動車を運転する場合に、必要不可欠なものであるため、無免許運転をしていないかを確認することが目的です。</li> </ul>
▶ 自動車車検証 (写) または自動車損害賠償責任保険証 (写) ▶ 任意保険の証券 (写) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤又は業務で自動車、原動機付自転車、自転車を使用する労働者が、万が一事故を起こした際に、「使用者責任」を会社が問われた場合、賠償責任は事故を起こした本人だけではなく、会社も問われることとなります。労働者が損害賠償額を支払う能力がなければ、会社に賠償を求められることが十分に考えられますので、リスク管理を行うことが目的です。</li> </ul>
▶ 源泉徴収票 	<ul style="list-style-type: none"> <li>年末調整に必要な書類です。 (入社年に給与所得があった者に限る)</li> </ul>
▶ 給与所得の扶養控除申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>税法上の扶養家族の確認、家族手当の支給、所得税の源泉徴収のために必要な書類です。</li> </ul>

▶ 個人番号カード (マイナンバー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務、社会保険、雇用保険関係の届出に記載するために必要です。</li> </ul>
▶ 年金手帳、基礎年金番号通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険の加入手続きに必要な書類です。 (本人事由により、マイナンバーを会社へ届出ない場合)</li> </ul>
▶ 健康保険被扶養者届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険の被扶養者を確認することが目的です。</li> </ul>
▶ 雇用保険被保険者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険の手続きに必要な書類です。</li> </ul>
▶ 給与振込先口座指定書 (賃金の口座振込に関する同意書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者から給与の振込先口座を指定してもらうこと、給与の振込について同意したことを確認する目的の書類です。</li> </ul>
▶ 健康診断書 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者の健康状態については、採用選考時に確認することが多いです。</li> <li>・ 会社は、雇入れ時に健康診断を実施する義務がありますが、3ヶ月以内の健診結果があれば、この結果の提出をもって診断に代えることができます。</li> </ul>
▶ 資格証明書 (写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務上必要な資格を確認することが目的です。</li> </ul>
▶ 在留カード (写) 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人労働者について、就労資格があるのかを確認すること (在留資格、在留期間、就労時間)、雇用保険の加入手続き、または外国人雇用状況の届出を作成するために必要な書類です。</li> </ul>
▶ 資格外活動許可証 (写)	
▶ パスポート (写)	



◆ 提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに会社に届け出るよう労働者に求めましょう。

### お知らせ

《筆者：黒澤》

#### ● 令和7年度の雇用保険料率

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産業：清酒製造業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

#### ● 高齢者雇用確保措置

(赤字は変更部分)

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていましたが、その経過措置も令和7年3月31日をもって終了しました。

令和7年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

■ 定年制の廃止 ■ 65歳までの定年の引き上げ ■ 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

#### ● 労働保険料の年度更新

※就業規則の変更も必要になります。

賃金台帳と工事台帳(建設業の方のみ)をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力をお願い致します。



## 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



### 社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

